

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

号外第24号

主 要 目 次	
公安委員会規則	
○ 千葉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	1
○ 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
○ 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	11

## 公安委員会規則

千葉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

### 千葉県公安委員会規則第2号

#### 千葉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会運営規則（昭和29年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、臨時会議の招集を求めることができる」を「、臨時会議を招集しなければならない」に改める。

第7条第2項中「3名以上の同意」を「の過半数」に改める。

第9条の2前段中「又は委員」を削り、「求め、」の次に「委員長及びその求めに応じた委員の」を、「過半数の意見」の次に「（その求めに応じた委員がいなくても、委員長の意見）」を加え、同条後段中「又は委員」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

### 千葉県公安委員会規則第3号

#### 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第4号ク(オ)を次のように改める。

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色索性乾皮症に係る者に限る。）

第11条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

### 千葉県公安委員会規則第4号

#### 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

第3条の表中「少年センター長」を「少年センター長」に、「捜査実務研修所長」を「捜査実務研修所長」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。  
第5条（見出しを含む。）中「一般職員」を「警察行政職員」に改め、同条の表中

上 席 少 年 補 導 専 門 員	課長補佐又は係長
上 席 相 談 専 門 員	
上 席 通 訳 翻 訳 員	
上 席 航 空 機 整 備 員	
上 席 自 動 車 運 転 免 許 試 験 員	
上 席 術 科 教 官	
鑑 識 技 術 員	課長補佐、係長、主任又は係員

を

令和6年3月29日（金曜日）

千葉県報

